学校における
合理的配慮の取組

令和３年８月

千葉県総合教育センター特別支援教育部
小倉　京子

障害のある子供に関する制度等の変遷

平成１８年１２月　障害者の権利に関する条約

国連総会で採択、平成１９年9月に日本署名、平成２６年１月に批准
合理的配慮の提供が定められる

平成１９年　４月　特別支援教育の本格的実施

「特殊教育」からすべての学校が対象となる「特別支援教育」へ

平成２３年　８月　障害者基本法の改正

障害を理由とする差別の禁止、社会的障壁除去のための合理的配慮について規定

**平成２４年　７月　共生社会の形成に向けた
インクルーシブ教育システム構築のための
特別支援教育の推進（報告）**

人間の多様性の尊重等の強化、障害者の能力の最大限度までの
発達等を目指し共に学ぶ仕組み

平成２５年　６月　障害者差別解消法の制定

平成２８年４月に施行、令和３年６月に改正法公布
不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止等の規定

特別支援教育の理念

（１）障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行うものである。

（２）これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

（３）障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

「特別支援教育の推進について（通知）」平成19年4月1日付け19文科初第125号

平成24年　中央教育審議会初等中等教育分科会
共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

「インクルーシブ教育システム」においては、
同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、
障害のある子どもと障害のない子ども、それぞれが
授業が分かり、学習に参加している実感・達成感を
得ながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を
身につけていけるかどうかが、最も本質的な視点

教育的ニーズに的確に応える指導の提供
→連続性のある「多様な学びの場」の用意

連続性のある「多様な学びの場」のイメージ

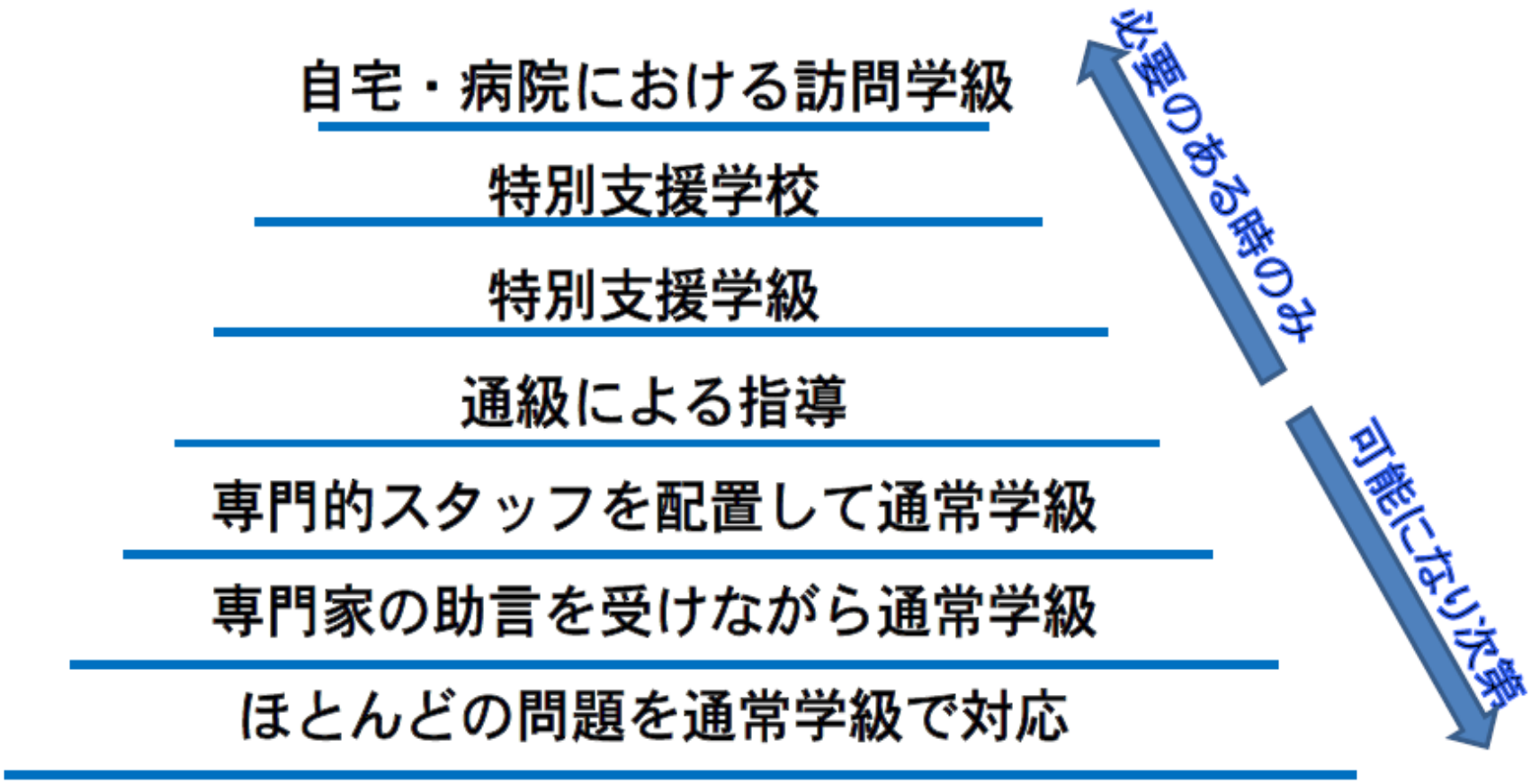

文部科学省資料より

特別支援教育を受ける児童生徒数の増加（Ｈ２１→Ｈ３１・Ｒ１）

○ 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増。

○ 特に特別支援学級（2．1倍）、通級による指導（2．5倍）の増加が顕著。

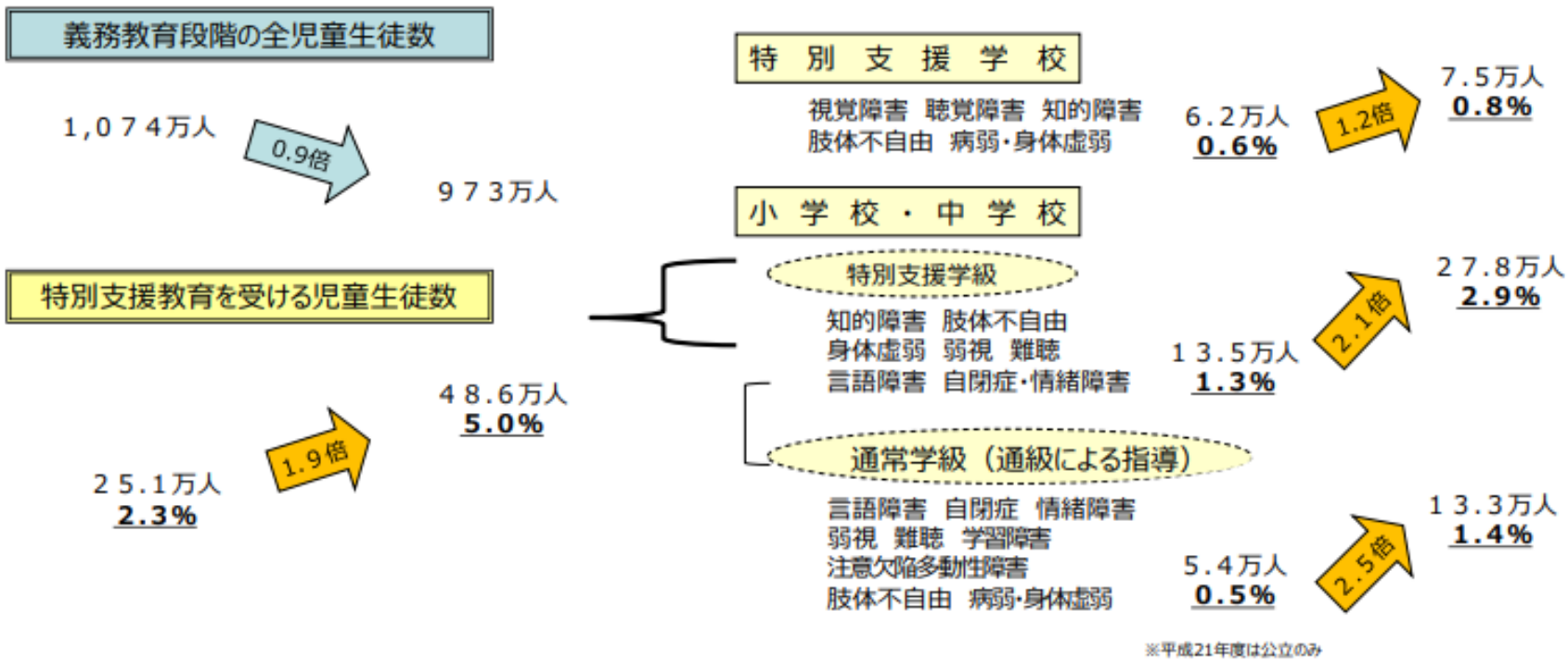

発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6．5% 程度※の在籍率

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

3

県内公立特別支援学校の幼児児童生徒数

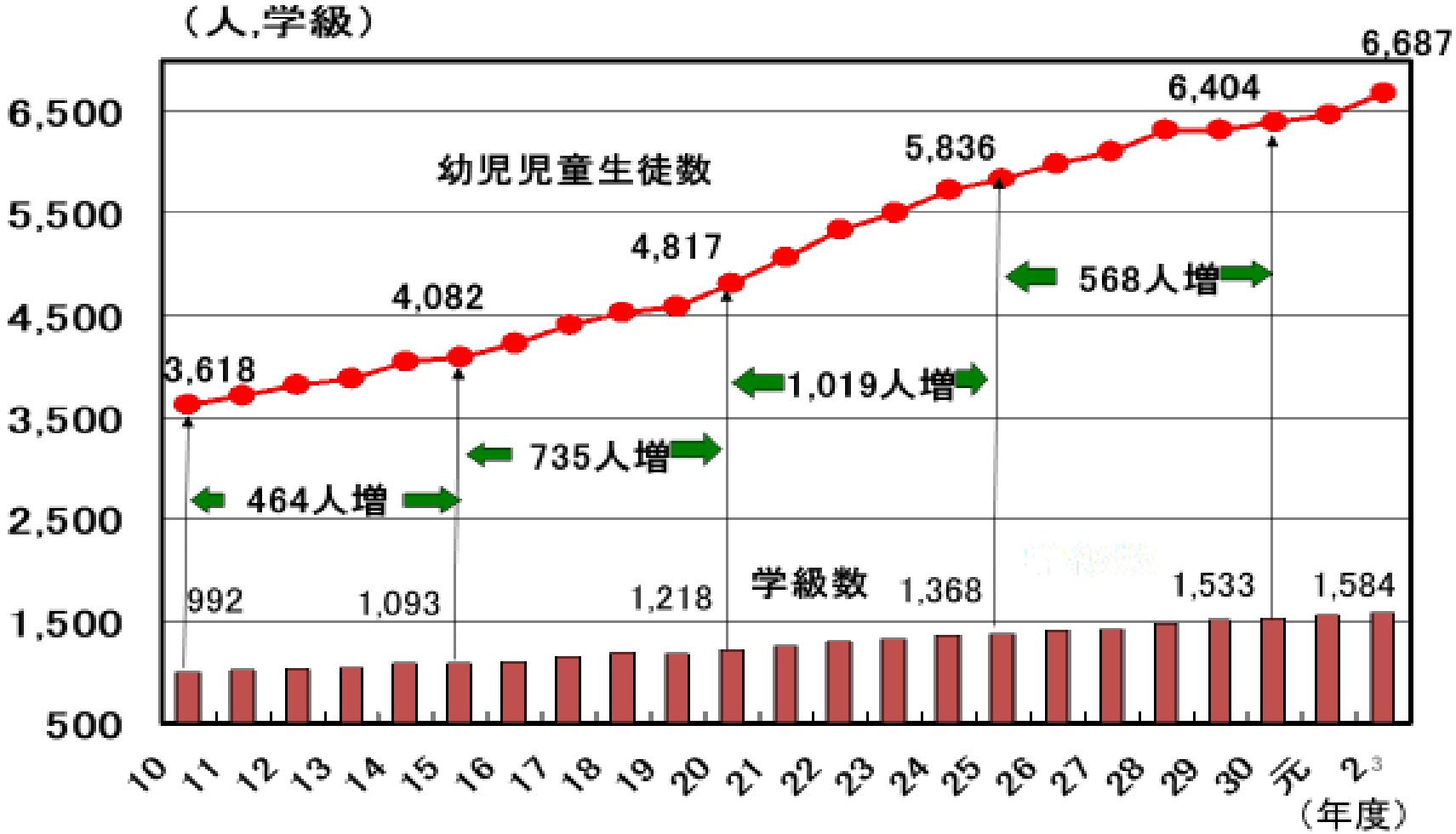

「千葉県の特別支援教育」千葉県教育委員会

特別支援学級

障害の特性に応じて、少人数の学級を編成して指導が行われています。

公立小・中学校の特別支援学級の障害種別学級数と児童生徒数

R2.5.1現在

障害の種類	のべ設置校数			学級数			児童生徒数（単位：人）		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
弱視	2	1	3	2	1	3	4	1	5
難聴	13	5	18	14	5	19	38	7	45
知的障害	615	299	914	902	402	1,304	4,480	1,964	6,444
肢体不自由	8	0	8	8	0	8	12	0	12
病弱・身体虚弱	7	3	10	7	3	10	8	3	11
言語障害	３０	－	30	37	－	37	200	－	200
自閉症・情緒障害	５９２	２７４	886	794	349	1,143	3,626	1,511	5,137
計	1,267	582	1,849	1,764	760	2,524	8,368	3,486	11,854

「千葉県の特別支援教育」千葉県教育委員会

県内公立小・中学校

特別支援学級の児童生徒数

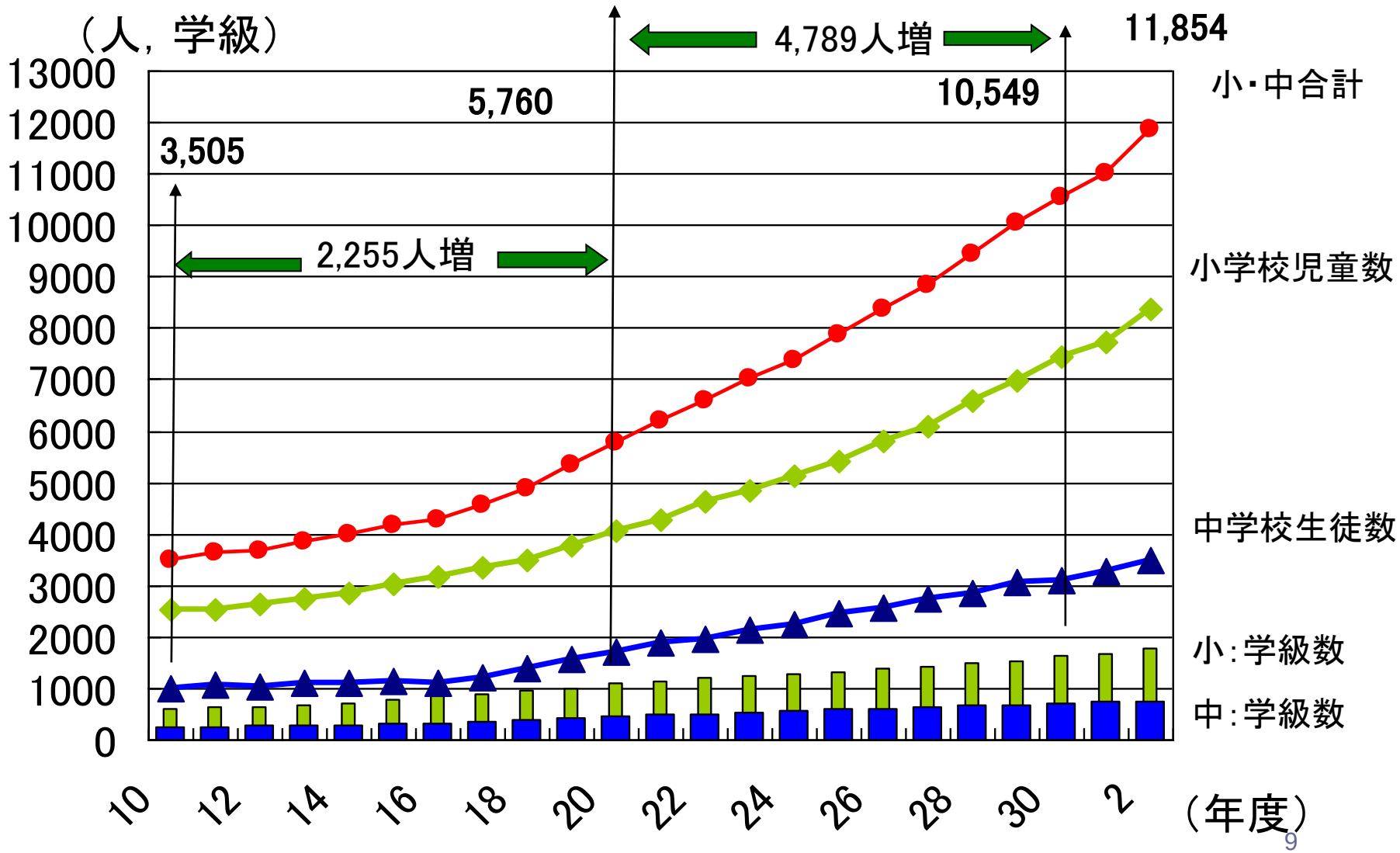

通級による指導

小・中学校の原則として通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、校内又は他校等にある教室に通い指導を受けます。

小・中学校等、特別支援学校における通級指導教室の状況

R2.5.1現在

障害の種類	教室数					担当教員数（単位：人）	児童生徒数（単位：人）
	小・中	特支	巡回	支援級	計		
言語障害	272	2	55	36	365	269	4,920（＋462）
自閉症・情緒障害	21	0	5	82	108	33	625（＋196）
難聴	12	18	0	7	37	19	186（－11）
LD、ADHD等	82	0	38	4	124	82	1,180（＋186）
弱視	0	15	0	0	15	11	39（－6）
肢体不自由	0	86	0	0	86	22	86（＋6）
病弱	0	4	0	0	4	4	8（±0）
計	387	125	98	129	739	422（＋17）	7,047（＋836）

「千葉県の特別支援教育」千葉県教育委員会

県内公立小・中学校

通級による指導の対象児童生徒数

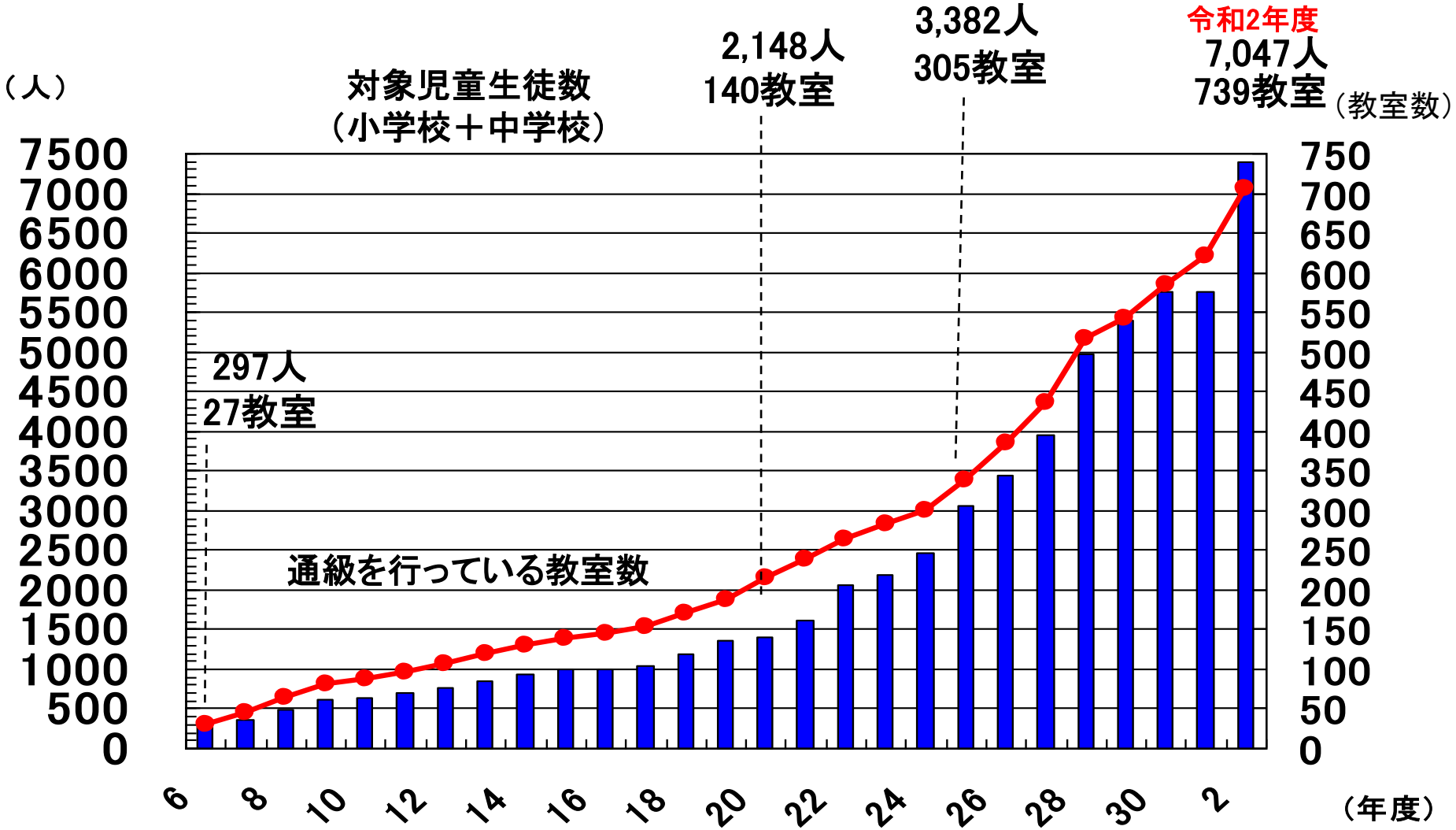

平成18年からLDとADHDが対象に追加

高等学校における「通級による指導」

生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びの実現を目指して

生徒・保護者向け

高等学校における「通級による指導」

千葉県教育委員会

令和3年度は、10校の県立高等学校において「通級による指導」を実施します。

実施校

- 県立幕張総合高等学校
- 県立佐原高等学校
- 県立袖ケ浦高等学校
- 県立千葉大宮高等学校
- 県立松戸向陽高等学校
- 県立松戸馬橋高等学校
- 県立佐倉南高等学校

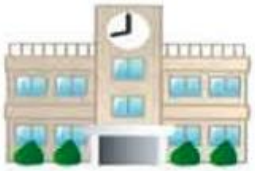

令和3年度から新たに「通級による指導」が始まる3校

- 県立船橋豊富高等学校
- 県立長生高等学校
- 県立君津青葉高等学校

「高等学校における『通級による指導』（生徒・保護者向け）」千葉県教育委員会

千葉県の特別支援教育の現状

幼稚園・幼保連携型
認定こども園

小学校

中学校

高等学校

小・中
約 6．5%
高
約2．2%

幼稚園・幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	高等学校
通常の学級 0歳　3歳 ↓ ↓ 5歳	通常の学級 1年 ↓ 6年	通常の学級 1年 ↓ 3年	通常の学級 1年 ↓ 3年

通常の学級に在籍する
- 学習障害
- 注意欠陥多動性障害
- 高機能自閉症等

の幼児児童生徒にも
特別支援教育を！

通級による指導

10年間で
約3倍

特別支援学級

10年間で
約2倍

10年間で
約1．3倍

特別支援学校

幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科
普通学級	普通学級 重複学級 訪問学級	普通学級 重複学級 訪問学級	普通科 普通学級 重複学級 訪問学級 専門学科	専門学科

視覚障害　聴覚障害　知的障害　肢体不自由　病　弱

新小学校学習指導要領 総則から

第1章　総則

第4　児童の発達の支援

２　特別な配慮を必要とする児童への指導

（1）障害のある児童などへの指導

ア　障害のある児童などについては，特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ，個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

ウ　障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を決め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

新小学校学習指導要領 総則から

第1章　総則

第4　児童の発達の支援

２　特別な配慮を必要とする児童への指導

（1）障害のある児童などへの指導

エ　障害のある児童などについては，家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

新小学校学習指導要領　解説から

・障害のある児童などの考え方

⇒視覚障害，聴覚障害，知的障害，肢体不自由，病弱・身体虚弱，言語障害，情緒障害，自閉症，ＬＤ(学習障害），ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）などのほか，学習面又は行動面において困難のある児童で発達障害の可能性のある者も含まれている。

〇子供の「困難さ」に対する「指導上の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討すること。

〇全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め，障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくこと。

〇特別支援教育において大切な視点は，児童一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等により，学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し，個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し，適切な指導を行うこと。

新小学校学習指導要領　解説から

〇校長は，特別支援教育実施の責任者として，校内委員会を設置して，特別支援教育コーディネーターを指名し，校務分掌に明確に位置付けるなど，学校全体の特別支援教育の体制を充実させ，効果的な学校運営に努める必要がある。

　その際，各学校において，児童の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには，特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして，計画的，組織的に取り組むこと。

〇担任を含む全ての教師間において，個々の児童に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに，教師間の連携に努める必要がある。

新小学校学習指導要領　解説から

〇集団指導において，障害のある児童など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は，教師の理解の在り方や指導の姿勢が，学級内の児童に大きく影響することに十分留意し，学級内において温かい人間関係づくりに努めながら，「特別な支援の必要性」の理解を進め，互いの特徴を認め合い，支え合う関係を築いていくことが大切である。

〇総則のほか，各教科等においても，「第３ 指導計画の作成と内容の取扱い」に当該教科等の指導における障害のある児童などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うことが規定されたこと。

県の特別支援教育の施策について

「第２次千葉県特別支援教育推進基本計画」を踏まえて

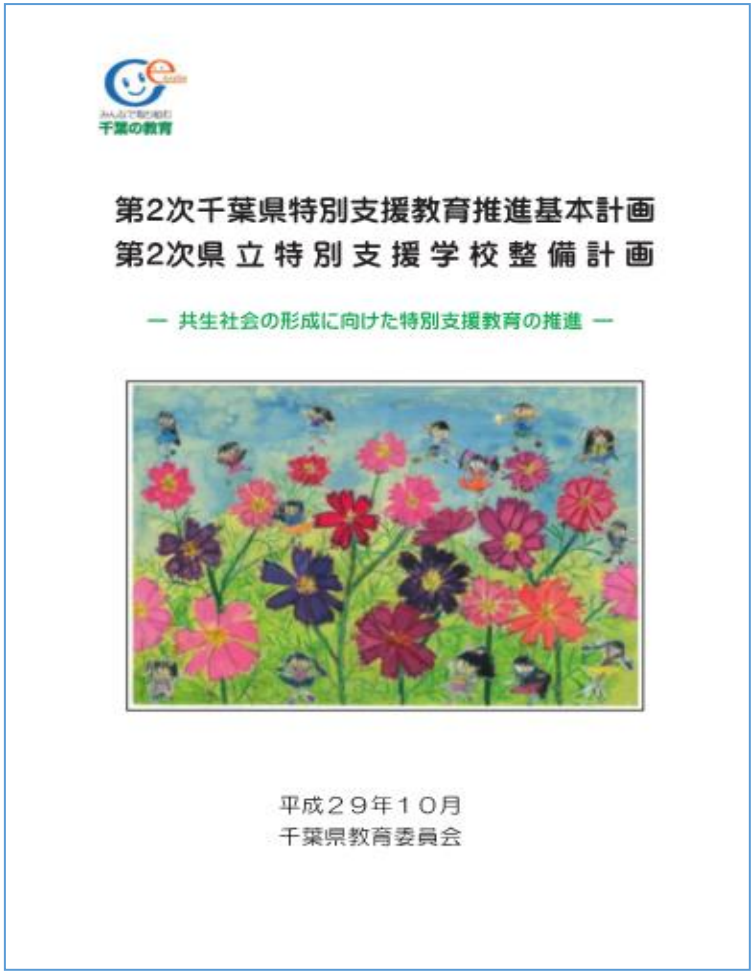

第2次千葉県特別支援教育推進基本計画
第2次県立特別支援学校整備計画

― 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進 ―

平成２９年１０月
千葉県教育委員会

第２次千葉県特別支援教育推進基本計画

「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」（テーマ）

【基本的な考え方】

- **障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その能力や可能性を最大限に伸ばす教育を目指します。**

- **障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることができる教育を目指します。**

- **障害のない幼児児童生徒が、障害者理解を深め、障害のある人と共に社会をつくるための基礎を培う教育を目指します。**

５つの重点的な取組

Ⅰ　早期からの教育相談と支援体制の充実

Ⅱ 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

Ⅲ 特別支援学校の整備と機能の充実
※第２次県立特別支援学校整備計画

Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

Ⅴ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

Ⅱ 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

・相談支援の充実

合理的配慮の提供

・総合的な機能を有する
　　特別支援学校の充実

・「通級による指導」の拡大

合理的配慮と基礎的環境整備

設置者・学校が実施

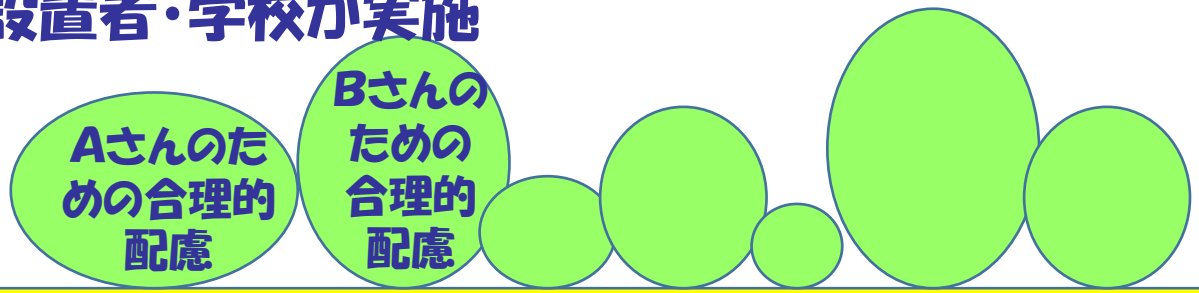

合理的配慮

国、都道府県、市町村による環境整備

【観点】

①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
②専門性のある指導体制の確保
③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成による指導
④教材の確保
⑤施設・設備の整備
⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
⑧交流及び共同学習の推進

基礎的環境整備

※障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

文部科学省資料より

「合理的配慮」とは

障害者差別解消法
(H25.6.26制定　H28.4.1施行)

障害者から現に**社会的障壁の除去**を必要としている旨の**意思の表明**があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

中央教育審議会　報告
(H24.7.13)

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと**平等に「教育を受ける権利」**を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義した。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領の策定について」（通知）

教総第1305号・教職第1045号（平成２８年３月３０日）

①いわゆる門前払いは許されない

②学校としてどこまで可能で、どこからが困難なのか、根拠を示して説明する義務がある。代替え案を示す努力を！

③大切なことは、本人・保護者の立場に寄り添いながら、合理的配慮に関する共通理解を構築していくこと

教 総 第
教 職 第
平成２８

障害を理由とする差別の解消の推進
県教育委員会
対応要領の策定について（通知）

このことについて、障害を理由とする差別の解消の推進に関する
法律第６５号。以下、「法」という。）附則第４条第１項の規定に基づ
に規定の例により、別添のとおり「障害を理由とする差別の解消の推
教育委員会職員対応要領」を策定しましたので、通知します。

（過重な負担の基本的な考え方）

別紙　第５

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、**個別の事案ごとに**、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者やその家族、支援者等に**その理由を説明し、理解を得る**よう努めることが望ましい。

○事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）

○実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

○費用・負担の程度

学校における合理的配慮の例

視覚障害(弱視)のAさん
【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。
〇廊下側の前方の座席
〇教室の照度調整のためにカーテンを活用
〇弱視レンズの活用

肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。
エレベーターの設置が困難。
〇教室を1階に配置
〇車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
〇車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消

学習障害(LD)のCさん

【状態】書くことが苦手で、
特にノートテイクが難しい。
〇板書計画を印刷して配布
〇デジタルカメラ等※による板書撮影
〇ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音
(※データの管理方法等について留意)

聴覚障害(難聴)のDさん
【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。

〇教室前方・右手側の座席配置
(左耳の聴力を生かす)
〇FM補聴器の利用
〇口形をハッキリさせた形での会話
(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする等)

病弱のEさん
【状態】病気のため、他の子どもと同じように運動することができない。
〇体育等の実技において、実施可能な課題を提供

知的障害のFさん

【状態】知的障害があり、短期的な記憶が困難。
〇話し言葉による要点を簡潔な文字にして標記することにより、記憶を補助する。

(文部科学省資料　一部改変)

千葉県公立学校
合理的配慮の提供に係る取組状況

公立学校における障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務について（通知）

教特第917号　平成28年3月30日

平成２８年４月１日から障害者差別解消法の施行
障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止
合理的配慮の提供が義務に（公的機関）

・年度当初の保護者会・PTA総会等を活用して、
本人・保護者への周知。関係機関・団体等への周知

・本人・保護者から合理的配慮の提供に関する申出（意思の表明）があった場合には、校内で十分検討の上、本人・保護者に対して必要な情報を提供しつつ合意形成を図る。

・個別の教育支援計画に明記し、代替え案を含めた適正な合理的配慮の提供・引継ぎが可能となるようにすること。

千葉県公立学校
合理的配慮の提供に係る取組状況

令和2年度合理的配慮の提供に係わる調査

令和3年3月31日現在

	学校数	合理的配慮提供（件数）						
		情報提供	申出	合意形成できた	合意形成できなかった	合意形成の最中	個別の教育支援計画への明記	個別の教育支援計画への明記率（%）
県立中学校	2	2	0	－	－	－	－	－
県立高等学校	138	138	760	743	4	13	366	49.3%
県立特別支援学校	36	36	3,696	3,695	1	0	3,559	96.3%
市町村立学校等	1,083	1,060	13,366	13,182	49	135	12,358	93.7%
合計	1,259	1,236	17,822	17,620	54	148	16,283	92.4%

合意形成率　98.9%　　R1 98.5%

千葉県教育委員会・特別支援教育課調査

合理的配慮事例集の活用

○「合理的配慮事例集～小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の事例を中心に～」

（平成２９年３月・千葉県教育委員会）

千葉県内の小・中学校で実際に行われていた合理的配慮の具体例

・全ての教職員が一人一人に応じた合理的配慮を適切に提供できる
・障害のある児童生徒が能力等を最大限に発揮し、生き生きと活躍できる

第Ⅱ章　合理的配慮の提供事例

小中学校の通常の学級に在籍する
発達障害の可能性のある児童生徒を対象

学習に関する配慮

1　授業中に一方的な発言を繰り返すＡさん（小学校）
2　文字を書くことが苦手なＢさん（小学校）
3　文章を書くことが苦手なＣさん（中学校）
4　緊張等でテストが受けられないＤさん（小学校）
5　離席が目立つＥさん（小学校）
6　文字を読むことが苦手なＦさん（小学校）
7　文章を読むことが苦手なGさん（小学校・中学校）
8　計算することが苦手なＨさん（小学校）
9　計算することが苦手なＩさん（中学校）
10　話合いや発表になると黙り込んでしまうＪさん（小学校・中学校）
11　教師の指示がとおらないＫさん（小学校・中学校）
12　集中が継続しないＬさん（小学校）
13　学校行事に参加できないＭさん（小学校・中学校）
14　授業中、突然パニックを起こし混乱するＮさん（小学校）
15　体育の授業に参加しようとしないＯさん（小学校）
16　体育の授業に参加しようとしないＰさん（中学校）
17　聞こえの障害を併せもつＱさん（小学校・中学校）

第Ⅱ章　合理的配慮の提供事例

小中学校の通常の学級に在籍する
発達障害の可能性のある児童生徒を対象

生活に関する配慮

18　偏食のあるＡさん（小学校）
19　生活上のきまりを忘れてしまうＢさん（小学校・中学校）
20　整理整頓が苦手なＣさん（小学校）
21　整理整頓が苦手なＤさん（中学校）
22　集団活動で落ち着かないＥさん（小学校）
23　清掃活動に取り組めないＦさん（中学校）
24　変化が嫌いで避難訓練が苦手なGさん（小学校）
25　歯科検診が不安で参加を嫌がるHさん（小学校）
26　学習やグループ活動に難しさを感じるＩさん（小学校）
27　登校しぶりのＪさん（中学校）
28　部活動でがんばるＫさん（中学校）
29　部活動のスケジュール管理が苦手なＬさん（中学校）
30　学校生活に情報機器を活用するＭさん（中学校）

1　授業中に一方的な発言を繰り返すＡさん（小学校）

Ａさんは、授業中、教師の発問中や友達の発言中に割り込んで話し始めたり、指名されると延々と話し続けたりしてしまいます。教師が声をかけると、しばらくの間は友達の発言を聞いていることができますが、我慢ができずに勝手な発言を繰り返してしまいます。授業中以外でも友達の話に割り込み、一方的な発言を繰り返してしまうためトラブルになることがあります。どう配慮していけばよいでしょうか。

どんな事例なのか

児童生徒の行動や状況

どうしてそうなるの？（考えられること）

◎今求められているものは何かの理解や、適切な状況判断が難しいため
◎「発言したい、発表したい」という衝動をコントロールすることが難しいため
◎話している間に別の話題が頭に浮かんでしまい、話の内容がそれてしまうため
◎学習内容が理解できずに飽きてしまうため

どうしてそのような状況になっているのか
その背景として考えられる要因の例示

合理的配慮・具体的な支援（例）

1　学級全体で統一したルールを決めて掲示する〈①－２－１〉
○「発言の仕方、聞き方の約束」を、教室の見やすい場所に掲示し、常に意識できるようにする（ルールが守れないときは、掲示を指し示したりみんなで読み合ったりして確認する）。

話し方のあいうえお	聞き方のあいうえお
あ いてを見て	あ いてを見て
い っしょうけんめい	い っしょうけんめい
う んと口をあけて	う なずきながら
え がおで	え がおで
お わりまで話す	お わりまで聞く

教室の目に付く場所に掲示することで、話し方や聞き方の約束が意識できるようになりました。

実際に行われた合理的配慮・具体的支援の好事例の紹介

合理的配慮の観点

２　担任が声をかけやすい座席にする ＜①－２－１＞<①－２－３＞

○座席はなるべく前の方の中央寄りにし、注意を喚起したり、発言を制止したりしやすいようにする（発言をさえぎられたという気持ちを和らげるため、発言する順番を伝えて発言の機会を作る）。

写真や図などをできるだけ多く取り入れ、視覚的にわかりやすくしています。

座席を前にしました

担任がさりげなく声をかけることができるので、授業も中断することなくスムーズに進められます。
また、トラブルも減りました。

３　発言は順番に行えるよう意図的に設定し、質問内容は板書する ＜①－１－２＞

○授業展開において意図的に発表する順番を決め、発表する順番も座席の順番など分かりやすくし、自分の順番を意識できるようにする。
○課題や質問内容などを板書し、発言内容がそれないようにする。

合理的配慮・具体的な支援を受けて、児童生徒によい変化、状況の改善が見られた内容について記載しています。

目立たないと先生に指名してもらえないとの思いから、とにかく目立つように手を挙げていましたが、順番に発表するように変更したことにより、集中して聞くことができるようになるとともに、落ち着いて発言できるようになりました。

４　休み時間や放課後などに話を聞く場を設定する ＜①－２－３＞

○個別にじっくりと話を聞く場面や時間を設定し、話を聞きながらも話をするときのルールを伝えたり、相手の気持ちを理解したりする練習も行う。

合理的配慮事例集の活用

「合理的配慮事例集～高等学校の通常の学級に在籍する
発達障害の可能性のある児童生徒の事例を中心に～」
（平成２９年３月・千葉県教育委員会）

千葉県内の高等学校で実際に
行われていた合理的配慮の具体例

・全ての教職員が一人一人に応じた合理的配慮を適切に提供できる
・障害のある児童生徒が能力等を最大限に発揮し、生き生きと活躍できる

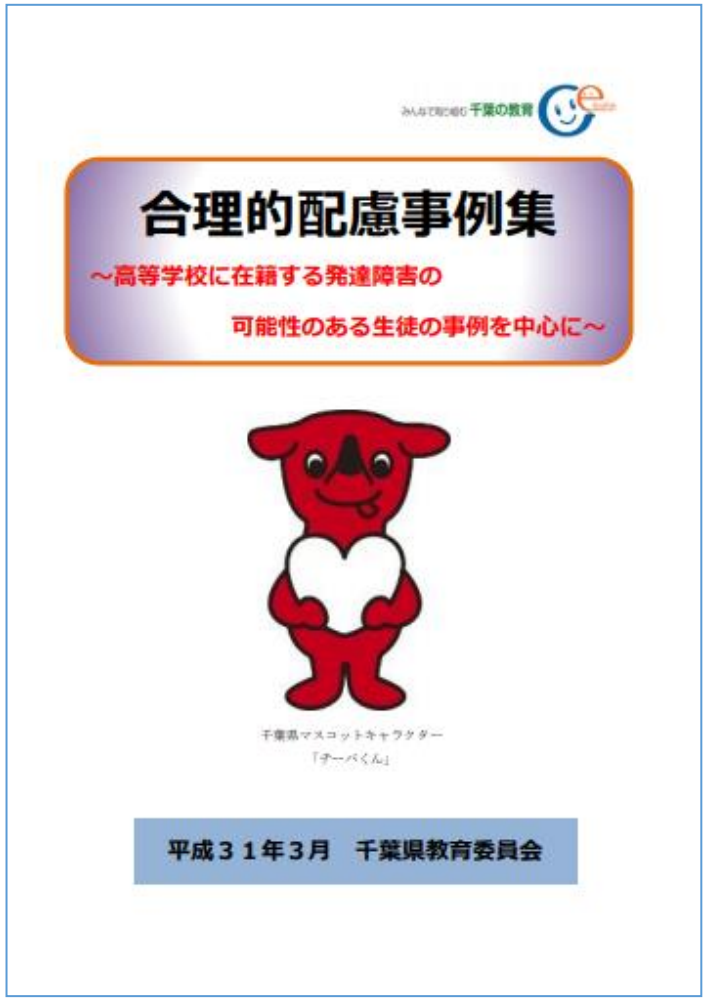

高等学校入学者選抜における合理的配慮

第３　不当な差別的取扱いの具体例
（抜粋）

○障害があることのみを理由に学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。

○試験等において障害に関しての合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差をつけたりする。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領に係る留意事項」

高等学校入学者選抜における合理的配慮

千葉県公立高等学校入学者選抜実施要領
（参考・補足資料）

別記１０　障害のある生徒の受検の配慮申請

障害のある生徒が各入学者選抜を受検するに当たって、特別な配慮が必要な場合の手続等は、次のとおりとする。

なお、障害のある生徒の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

高等学校入学者選抜における合理的配慮

障害のある生徒の受検の配慮申請

障害があることにより、特別な配慮が必要な志願者

受検に係る特別配慮 申請書

①申請

志願する高等学校 の校長

②協議

志願者の在籍（出身）中学校等の校長

※特別な事情がある場合

③協議

当該教育委員会

④送付

受検に係る特別配慮通知書

実施可能な範囲において、適切な措置を講ずることができる

「千葉県公立高等学校入学者選抜実施要領（参考・補足資料）」

高等学校入学者選抜における合理的配慮

障害の状況	配慮の実施例
聴覚（難聴）	補聴器の装着を許可、スピーカーに近い座席での受検、 別室にてCDプレーヤーを使用、FMマイク、 聞き取り検査及びリスニングテストの免除
視覚	別室受検、問題用紙の拡大、拡大鏡の使用許可
肢体不自由	別室受検、痰の吸引、介護者による代筆、 選択問題でのカードの使用
病弱	別室受検、車での送迎を許可、医療機器の持ち込み
知的	別室受検、介助者の同席、受検中のトイレ、問題や設問の代読
発達障害	別室受検

「季刊　特別支援教育」No.63（文部科学省）p28～31

定期テストにおける合理的配慮

合理的配慮検討委員会＜メンバー＞

管理職、事務長、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談担当者

合理的配慮決定までの具体的なプロセス

① 合理的配慮の提供に係る申出についてのプリントの配布

② 申出内容についての面談（申出内容の確認と現状把握）

③ 合意形成に向けた検討
（生徒に必要か、実施可能か、過度の負担はないか等）

④ 本人・保護者との合意形成（同意書作成）

⑤ 合意形成された内容の周知（全職員）

⑥ 決定した合理的配慮について個別の教育支援計画への明記

⑦ 合理的配慮検討委員会（10月、2月）での評価・修正

配慮が必要な生徒の状況把握

教員間の情報共有・ 組織的な対応

共生社会の形成に向けて

すべては子供たちのために